



鳥取県公報

令和4年3月25日（金）
第9385号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（124）（福祉監査指導課）・・・2 身体障害者福祉法による医師の指定（125）（障がい福祉課）・・・2 知事指定薬物の指定の失効（126）（医療・保険課）・・・2 国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数（127）（〃）・・・2 とっとりバイオフィロンティアの利用料金の一部改正（128）（産業未来創造課）・・・3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（129・130）（企業支援課）・・・4 指定居宅サービス事業の廃止の届出（131）（西部総合事務所県民福祉局）・・・6 指定介護予防サービス事業の廃止の届出（132）（〃）・・・6 開発行為に関する工事の完了（2件）（133・134）（西部総合事務所環境建築局）・・・6
◇ 公安告示	乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意（6）（交通規制課）・・・7
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出（住まいまちづくり課）・・・8 大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見（〃）・・・8 都市計画の変更案の縦覧（技術企画課）・・・9

告 示

鳥取県告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊藤皮膚科医院	倉吉市駄経寺町245	令和3年12月31日
岡本医院	東伯郡北栄町由良宿552-2	令和4年2月20日

鳥取県告示第125号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
脳神経外科	肢体不自由	鳥橋 孝一	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
内科	心臓機能障害	影嶋 健二	岩美郡岩美町大字浦富1029-2 岩美町国民健康保険岩美病院

鳥取県告示第126号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
3-知(1)-13	5F-EDMB-PICA、5F-EDMB-2201	令和4年3月11日	令和4年3月17日
3-知(1)-14	Methoxpropamine、MXPr	"	"
3-知(1)-15	Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene	"	"
3-知(1)-16	α-D2PV、A-D2PV	"	"

鳥取県告示第127号

鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）第9条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第22条の規定に基づき、令和4年度の国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数を次のとおり定めたので、同条例第8条の規定により告示する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 医療費指数反映係数 1
- 2 一般納付金所得係数 0.8226001914551
- 3 一般納付金被保険者均等割指数 0.7
- 4 後期高齢者支援金等納付金所得係数 0.8267837879488
- 5 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 0.7
- 6 介護納付金納付金所得係数 0.8413896470141
- 7 介護納付金納付金被保険者均等割指数 0.7

鳥取県告示第128号

平成31年鳥取県告示第138号（とっとりバイオフロンティアの利用料金について）により告示した利用料金の一部を変更することについて、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき令和4年3月11日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 開放機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">区分</th> <th style="width: 50%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">別記 1に 掲 げ る 設 備</td> <td>機器を個別 に使用する 場合</td> <td>1 機器 1 時間につき 110円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p> <p>別記1</p> <p>1 一般機器</p> <ul style="list-style-type: none"> クリーンベンチ 安全キャビネット ドラフトチャンバー オートクレーブ 小型冷却遠心機 大型遠心分離機 遺伝子導入装置 倒立型蛍光顕微鏡 実体顕微鏡 生物顕微鏡 オールインワン顕微鏡 		区分	利用料	別記 1に 掲 げ る 設 備	機器を個別 に使用する 場合	1 機器 1 時間につき 110円		略		略			<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p>ア 略</p> <p>イ 開放機器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">区分</th> <th style="width: 50%;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">別記 1に 掲 げ る 設 備</td> <td>機器を個別 に使用する 場合</td> <td>1 機器 (CO2インキュ ベーターにあつては1 <u>区画</u>) 1 時間につき 110円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>2 略</p> <p>別記1</p> <p>1 一般機器</p> <ul style="list-style-type: none"> クリーンベンチ 安全キャビネット ドラフトチャンバー オートクレーブ 小型冷却遠心機 大型遠心分離機 遺伝子導入装置 倒立型蛍光顕微鏡 実体顕微鏡 生物顕微鏡 オールインワン顕微鏡 		区分	利用料	別記 1に 掲 げ る 設 備	機器を個別 に使用する 場合	1 機器 (CO2インキュ ベーターにあつては1 <u>区画</u>) 1 時間につき 110円		略		略		
	区分	利用料																							
別記 1に 掲 げ る 設 備	機器を個別 に使用する 場合	1 機器 1 時間につき 110円																							
	略																								
略																									
	区分	利用料																							
別記 1に 掲 げ る 設 備	機器を個別 に使用する 場合	1 機器 (CO2インキュ ベーターにあつては1 <u>区画</u>) 1 時間につき 110円																							
	略																								
略																									

<p>ゲル撮影装置 微量サンプル計測設備 PCRマシン 分光光度計 蛍光実体顕微鏡 実験用器具自動洗浄機</p> <p>2 略 別記2 薬用冷蔵ショーケース 薬用保冷库 超低温フリーザ 薬品冷蔵庫 細胞保存用液体窒素タンク バイオメディカルフリーザー 大腸菌培養用インキュベーター <u>CO2インキュベーター（区画ごとの貸出しを行うもの）</u></p> <p>別記3 略 別記4 CO2インキュベーター（別記2に掲げるもの以外のもの）</p>	<p>ゲル撮影装置 微量サンプル計測設備 PCRマシン 分光光度計 蛍光実体顕微鏡 実験用器具自動洗浄機 <u>CO2インキュベーター（区画ごとの貸出しを行うもの）</u></p> <p>2 略 別記2 薬用冷蔵ショーケース 薬用保冷库 超低温フリーザ 薬品冷蔵庫 細胞保存用液体窒素タンク バイオメディカルフリーザー 大腸菌培養用インキュベーター</p> <p>別記3 略 別記4 CO2インキュベーター（別記1に掲げるもの以外のもの）</p>
---	---

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

鳥取県告示第129号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鳥取北ウエストコート 鳥取市南隈101ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10

- 変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 4 変更年月日
令和2年3月26日
 - 5 届出年月日
令和4年3月7日
 - 6 縦覧に供する書類
届出書
 - 7 縦覧に供する期間
令和4年3月25日から4月間
 - 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
 - 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第130号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鳥取北ウエストコート 鳥取市南限101ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 3 変更する事項
 - (1) 店舗の面積
変更前 11,240平方メートル
変更後 3,967平方メートル
 - (2) 施設の配置に関する事項
 - ア 荷さばき施設の位置
6の書類に記載のとおり
 - イ 荷さばき施設の面積
変更前 37平方メートル
変更後 2平方メートル
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置
6の書類に記載のとおり
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
変更前 59立方メートル
変更後 12立方メートル
- 4 変更年月日
令和2年1月10日
- 5 届出年月日
令和4年3月7日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和4年3月25日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月25日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社福山臨床検査センター	つばさ薬局	米子市上福原五丁目5-40	令和4年3月11日	令和4年2月28日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月25日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社福山臨床検査センター	つばさ薬局	米子市上福原五丁目5-40	令和4年3月11日	令和4年2月28日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第133号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年3月25日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 開発許可の年月日及び番号

令和3年11月24日 鳥取県指令第202100195681号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市財ノ木町字上戎通

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市新屋町1273

福田 将弘、福田 瑞枝

鳥取県告示第134号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年3月25日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和3年12月23日 鳥取県指令第202100227593号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字大草沢
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市小篠津町2258
酒見 和宏

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第6号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、米子市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和4年3月25日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 合意した者
 - (1) 日本交通株式会社
 - (2) 鳥取県公安委員会
 - (3) 米子市長
 - (4) 中国運輸局長
- 2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称
別表のとおり
- 3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
米子市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの
- 4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項
2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。
- 5 合意をした期日
令和4年1月4日

別表

通番	停留所名称	所在地
1	本宮（上り）	米子市淀江町本宮464-2先
2	今津（下り）	米子市淀江町今津143-1先
3	淀江漁港入口（上り）	米子市淀江町淀江970-4先
4	淀江漁港入口（下り）	米子市淀江町淀江994-1先
5	淀江シルバーセンター前（上り）	米子市淀江町淀江676-2先
6	淀江シルバーセンター前（下り）	米子市淀江町淀江681先
7	駄倉（上り）	米子市淀江町西原1154-4先
8	駄倉（下り）	米子市淀江町西原1299-7先
9	淀江中学校前（上り）	米子市淀江町西原660先
10	淀江中学校前（下り）	米子市淀江町西原1136-2先
11	淀江支所前（上り）	米子市淀江町西原1129-1先
12	淀江小学校入口（下り）	米子市淀江町西原671-13先
13	西原（淀江線）	米子市淀江町西原777先

14	坪上（淀江線）	米子市淀江町西原1060－7先
15	小波	米子市淀江町小波826－3先
16	佐陀西口	米子市淀江町佐陀536先
17	佐陀橋	米子市淀江町中間32－9先
18	中間	米子市淀江町中間586－2先
19	ピラ大山（上り）	米子市岡成580－207先
20	ピラ大山（下り）	米子市泉706－383先
21	岡成（上り）	米子市泉692－9先
22	岡成（下り）	米子市泉692－9先

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、令和4年3月25日から同年5月25日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき令和4年5月25日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10－1
- 大規模店舗の名称
（仮称）ドラッグコスモス吉方店
- 大規模店舗の敷地の所在地
鳥取市吉方139－2ほか
- 大規模店舗の用途
物販店舗
- 大規模店舗の総床面積
1,699平方メートル
- 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
令和4年6月15日
- 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県東部地域振興事務所東部振興課（鳥取市立川町六丁目176）

令和3年12月10日付鳥取県公報第9358号で公告した（仮称）ザ・ビッグ米子淀江店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和4年4月8日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
北条都市計画道路1・4・2号和田北条線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
東伯郡北栄町弓原
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び北栄町地域整備課（東伯郡北栄町由良宿423-1）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和4年3月25日から同年4月8日まで